

大和市墓地等の経営の許可等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る手続、墓地等の構造設備の基準その他同法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(経営の主体)

第3条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）を受けて墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、
県内に主たる事務所又は従たる事務所等を有するもの（以下「宗教法人」という。）

(3) 公益社団法人又は公益財団法人であって、墓地等の経営を目的とするもの（以下「公益法人」という。）

(事前協議)

第4条 経営許可を受けようとする者は、当該墓地等の経営の計画（以下「墓地等経営計画」という。）について、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 前項の規定により協議を行う場合は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営計画協議書を市長に提出しなければならない。

(1) 経営許可を受けようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 墓地等の名称及び所在地

(3) 墓地等の概要

(4) その他規則で定める事項

3 前項に規定する墓地等経営計画協議書には、次に掲げる書類（経営許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあつては、第6号から第8号までに掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

- (1) 墓地等の土地の登記事項証明書
 - (2) 墓地等の設計図
 - (3) 墓地等の付近の見取図
 - (4) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類
 - (5) 墓地等の土地及び隣接地の公図の写し
 - (6) 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
 - (7) 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則
 - (8) 規則で定める期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書
 - (9) その他規則で定める書類
- (経営計画の周知)

第5条 経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画の周知を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓地等経営計画の概要を記載した標識を、第8条第1項に規定する墓地等経営許可申請書を市長に提出する日（以下「申請予定日」という。）の90日前の日から第19条第3項に規定する工事完了検査済証の交付を受ける日までの間、当該計画敷地（墓地等経営計画に基づき、墓地等を設けるために必要な土地の区域をいう。）の外部から見やすい場所に設置すること。
- (2) 墓地等の境界線から水平投影面における最短の距離で110メートル（火葬場にあつては、300メートル）以内の土地の所有者並びに人が現に居住し、又は使用している建物の住民及び当該建物の所有者又はその管理責任者（以下「近隣住民等」という。）に対し、申請予定日の60日前までに墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、速やかに当該説明会の内容その他規則で定める事項について市長に報告すること。

(近隣住民等との協議)

第6条 経営許可を受けようとする者は、近隣住民等から墓地等経営計画について申請予定日の30日前までに次の各号のいずれかに該当する意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。

- (1) 公衆衛生その他公共の福祉の観点からの意見
- (2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和についての意見
- (3) 墓地等の建設工事の方法等についての意見

(手続の省略)

第7条 第4条から前条までの規定による手続について、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、手続の全部又は一部を省略することができる。

(経営許可の申請)

第8条 経営許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) その他規則で定める事項

2 前項に規定する墓地等経営許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

- (1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の経営を行うことを決定したときの議事録の写し
- (2) 第4条第3項第1号から第8号までに掲げる書類（申請者が地方公共団体である場合にあつては、同項第6号から第8号までに掲げる書類を除く。）
- (3) 墓地等の経営に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し
- (4) 第6条の規定により近隣住民等との協議を行ったときは、その協議内容等を記載した報告書
- (5) その他規則で定める書類

(経営の許可)

第9条 市長は、経営許可の可否を決定し、申請者に対しその旨を墓地等経営許可通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の経営許可をする場合において、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。

(設置場所の基準)

第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体が経営しようとする場合を除き、墓地等を経営しようとする者が所有し、かつ、抵当権の設定等がなされていない土地であること。ただし、墓地等の設置場所の土地の所有者が、経営許可又は第15条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者のため、当該土地（経営又は変更の許可を受けようとする墓地

の墳墓を設ける区域（納骨堂及び火葬場にあつては当該建物の敷地）を除く。）に墓地等の用に供する目的の地上権を設定する土地である場合は、この限りでない。

(2) 次に掲げる墓地等の種類に応じ、次に定める距離を満たすこと。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

ア 焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂 その境界線と学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設の境界線からの水平投影面における最短の距離が110メートル以上

イ 埋葬を行う墓地 その境界線と人が現に居住し、又は使用している建物の境界線からの水平投影面における最短の距離が110メートル以上

ウ 火葬場 その境界線と人が現に居住し、又は使用している建物の境界線からの水平投影面における最短の距離が300メートル以上

(3) 飲用水を汚染するおそれのない土地であること。

（墓地の構造設備基準）

第11条 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 給水設備及び排水設備を設けること。

(2) 管理施設、便所、駐車場（墳墓に係る区画の数の合計に100分の4を乗じて得た数以上の駐車区画数を有するものであること。）その他墓地を利用する者に便益を供するための施設を設けること。ただし、市長が適当と認めるときは、これらの施設の一部を当該墓地に近接した場所に設けることができる。

(3) 墓地内の通路は、墳墓を設ける区域内の通路にあつては1メートル（当該通路以外の通路で主要なものにあつては、1.2メートル）以上の有効幅員を有すること。

(4) 緑地面積の墓地の敷地面積に対する割合が、別表に定めるとおりであること。

(5) 植樹等により、隣接地等外部と明確に区分されること。

（納骨堂の構造設備基準）

第12条 納骨堂の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造であること。
- (2) 換気設備を設けること。
- (3) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂を管理する者に限られている納骨堂にあつては、この限りでない。

（火葬場の構造設備基準）

第13条 火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 給水設備及び排水設備を設けること。
- (2) 管理施設、待合所、便所、駐車場（火葬炉の数の合計に8を乗じて得た数以上の駐車区画数を有するものであること。）その他火葬場を利用する者に便益を供するための施設を設けること。
- (3) 火葬炉は、防じん及び防臭の能力を十分に有する設備であること。
- (4) 収骨室及び遺体保管室を設けること。
- (5) 収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (6) 残灰庫を設けること。
- (7) 緑地面積の火葬場の敷地面積に対する割合が、別表に定めるとおりであること。
- (8) 植樹等により、隣接地等外部と明確に区分されること。

（管理者の遵守事項）

第14条 法第12条に規定する管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等を清潔に保持すること。
- (2) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石等の所有者に同様の措置を講ずるよう求めること。
- (3) 老朽化し、又は破損した墓地等の修繕等を行うこと。

（変更許可等）

第15条 法第10条第2項の規定により墓地等の変更（墓地にあつては、墳墓を設ける区域の変更若しくは区画数の変更（経営許可を受けている区域の面積が1ヘクタール未満の墓地にあつては、変更の許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の30を乗じて得た数以上の区画数、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール以上の墓地にあつては、変更の許可を受けようとするときに現に存

する墳墓の区画数に100分の15を乗じて得た数以上の区画数を変更する場合に限る。)を含む。)又は廃止の許可(以下「変更許可等」という。)を受けようとする者は、それぞれ次に掲げる事項を記載した墓地等変更許可申請書又は墓地等廃止許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の変更の内容又は廃止予定年月日
- (4) その他規則で定める事項

2 前項に規定する墓地等変更許可申請書には第1号から第10号まで及び第12号に掲げる書類(変更の許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、第7号から第9号までに掲げる書類を除く。)を、墓地等廃止許可申請書には第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第10号から第12号までに掲げる書類(変更の許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、第7号に掲げる書類を除く。)を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の変更又は廃止を行うことを決定したときの議事録の写し
- (2) 墓地等の土地の登記事項証明書
- (3) 変更に係る墓地等の設計図
- (4) 墓地等の付近の見取図
- (5) 墓地等を変更又は廃止しようとする理由を記載した書類
- (6) 墓地等の土地及びその隣接地の公図の写し
- (7) 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
- (8) 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則
- (9) 規則で定める期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書
- (10) 墓地等の変更又は廃止に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
- (11) 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類
- (12) その他規則で定める書類

3 市長は、変更許可等をしたときは、墓地等の変更にあっては墓地等変更許可書を、

墓地等の廃止にあつては墓地等廃止許可書を交付するものとする。

4 市長は、変更許可等をする場合において、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。

(墓地等の拡張に係る準用)

第16条 第4条から第7条までの規定は、前条の規定による変更の許可を受けようとする者であつて、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を次に掲げる面積以上変更しようとするものに準用する。

(1) 経営許可を受けている区域の面積が1ヘクタール未満の墓地 当該面積に100分の30を乗じて得た面積

(2) 経営許可を受けている区域の面積が1ヘクタール以上の墓地 当該面積に100分の15を乗じて得た面積

(3) 納骨堂及び火葬場 経営許可を受けている施設又は敷地の面積に100分の50を乗じて得た面積

(申請事項変更届)

第17条 墓地等の経営者は、墓地等の構造設備の変更(変更許可等に係るものを除く。)をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した墓地等申請事項変更届を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 墓地等の名称及び所在地

(3) 墓地等の構造設備の変更の内容

(4) その他規則で定める事項

2 墓地等の経営者は、次の各号のいずれかに該当する事項に変更のあつたときは、当該変更事項の内容を記載した墓地等申請事項変更届を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地

(2) 墓地等の名称又は所在地

(3) その他規則で定める事項

3 前2項に規定する墓地等申請事項変更届に添付すべき書類については、規則で定める。

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第18条 法第11条の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があつ

たものとみなされた場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出等)

第19条 墓地等の経営者は、許可等（経営許可及び変更許可等（墓地等の廃止の許可を除く。）をいう。以下同じ。）に係る工事が完了したときは、次に掲げる事項を記載した墓地等工事完了届を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 工事が完了した日
- (4) 許可条件の履行状況
- (5) その他規則で定める事項

2 前項に規定する墓地等工事完了届に添付すべき書類については、規則で定める。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該工事が許可等の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、工事完了検査済証を墓地等の経営者に交付するものとする。

4 墓地等の経営者は、前項の規定による工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、許可等に係る墓地等を使用してはならない。

5 市長は、必要に応じ、墓地等の経営者に対し、許可等に係る工事の進捗状況に関する報告を求めることができる。

(勧告)

第20条 市長は、許可等を受けようとする者が正当な理由なく第4条から第6条まで（第16条において準用する場合を含む。）に規定する手続を行っていないと認めるときは、その者に対し、当該手続を行うよう勧告をすることができる。

(公表)

第21条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に法第10条及び神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年神奈川県条例第68号）の規定により行われている本市の区域内における墓地等の許可の手續並びにこれに係る墓地等の設置場所の基準及び構造設備基準については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に法第10条の規定により神奈川県知事に対して行われている本市の区域内における墓地等の許可に係る申請については、当該申請は市長に対してなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に法第10条の規定により許可を受けている墓地等については、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合で第15条の適用を受けるものを除き、第10条から第13条までの規定は適用しない。

別表（第11条、第13条関係）

墓地及び火葬場の敷地を有する区域及び規模	緑地面積の割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）においてその面積が10,000平方メートル以上であるもの	墓地にあつては、墓地の敷地面積の100分の35（工事着手前の敷地の2分の1以上が樹木の樹冠で被われている場合は、墓地の敷地面積の100分の40）以上
	火葬場にあつては、火葬場の敷地面積の100分の25（工事着手前の敷地の2分の1以上が樹木の樹冠で被われている場合は、火葬場の敷地面積の100分の30）以上
都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域にあるもの又は市街化調整区域における面積が10,000平方メートル未満であるもの	墓地にあつては、墓地の敷地面積の100分の15以上
	火葬場にあつては、火葬場の敷地面積の100分の20以上

備考 緑地面積とは、樹木の樹冠又は芝で被われている土地及び緑地とするため植樹等を計画している土地の面積とする。ただし、芝のみで被われた土地にあつては、当該土地の面積の100分の20を緑地面積とする。